

茨城県報 第 3 8 号

平成元年5月18日

木曜日

目 次

告 示

	ページ
●茨城県環境影響評価要綱実施要領の一部改正（環境管理課）	1
●字の区域及び名称の変更（地方課）	2
●定款変更の認可（農地管理課）	2
●換地計画の適当決定（ " ）	3
●換地処分の届出（9件）（ " ）	3
●道路の供用開始（道路維持課）	5
●計量器の定期検査の執行（計量検定所）	5

（教育委員会）

●年齢階層ごとの年金補償基礎額ごとの最低限度額及び最高限度額の一部改正	6
-------------------------------------	---

（選挙管理委員会）

●選挙管理委員会第1回臨時会の招集	6
-------------------	---

公 告

●大規模小売店舗の廃止に関する公示（商業振興課）	7
●都市計画案の縦覧（2件）（都市計画課）	7
●建築許可に関する聴聞（2件）（建築指導課）	10
●開発行為の工事完了（4件）（ " ）	11

指 示

（内水面漁場管理委員会）

●漁業法に基づく指示（2件）	12
----------------	----

正 誤

●平成元年3月6日付け茨城県報号外第24号中	13
●平成元年3月23日付け茨城県報号外第36号中	13

告 示

茨城県告示第624号

茨城県環境影響評価要綱実施要領（昭和58年茨城県告示第1281号）の一部を次のように改正する。

平成元年5月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

第6条第1項中「日曜日」の次に「, 毎月の第2土曜日及び第4土曜日」を加える。

付 則

この告示は, 公布の日から施行する。

茨城県告示第625号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により土浦市長から住居表示に伴い, 同市内の字の区域の一部及びその名称を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお, この届出に係る字の区域の一部及びその名称の変更の効力は平成元年6月1日から生ずるものである。

平成元年5月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

変更前の大字名	区 域 の 説 明	変更後の町名
中村西根の一部	県道藤沢荒川沖線西側～用水路北側～乙戸沼北側～県道土浦筑波線東側～字長峰番外50の387～県道土浦筑波線西側～字長峰番外50の375, 同番外50の164, 同番外50の166～市道西根78号線北側で囲まれた区域	西根西一丁目
中村西根の一部	県道土浦筑波線西側～遊歩道南側～市道乙戸14号線南側～公道南側～用水路東側～市道乙戸14号線西側で囲まれた区域	卸町一丁目
中村西根の一部 中村西根・中入 会地の一部	県道土浦筑波線西側～市道乙戸13号線南側～市道乙戸5号線西側～市道乙戸2号線西側～つくば市市界で囲まれた区域	卸町二丁目

なお, 西根西一丁目の区域の説明欄中, 地番はすべて当該町区域内に存し, かつ, 同区域界に接している。

茨城県告示第626号

平成元年2月22日付けで新治土地改良区から申請のあった定款変更を土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により平成元年5月11日認可した。

平成元年5月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 627 号

平成元年 2 月 2 日付けで認可申請のあった笹本地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 96 条において準用する同法第 52 条の 2 第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年 5 月 18 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 平成元年 5 月 22 日から平成元年 6 月 11 日まで

3 縦 覧 の 場 所 新利根村

茨城県告示第 628 号

平成元年 4 月 25 日付け農管指令第 123 号をもって認可した大曾根地区大曾根換地区の換地計画については、換地処分があった旨届出があったので、土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 96 条の 4 において準用する同法第 54 条第 4 項の規定により公示する。

平成元年 5 月 18 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 629 号

平成元年 2 月 23 日付け農管指令第 124 号をもって認可した大曾根地区峯前換地区の換地計画については、換地処分があった旨届出があったので、土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 96 条の 4 において準用する同法第 54 条第 4 項の規定により公示する。

平成元年 5 月 18 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 630 号

平成元年 3 月 25 日付け農管指令第 83 号をもって認可した小谷沼地区の換地計画については、換地処分があった旨届出があったので、土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 54 条第 4 項の規定により公示する。

平成元年 5 月 18 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第631号

平成元年3月30日付け農管指令第90号をもって認可した間の田地区第1換地区の換地計画については、換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

平成元年5月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第632号

平成元年4月11日付け農管指令第106号をもって認可した間の田地区第2換地区の換地計画については、換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

平成元年5月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第633号

平成元年4月18日付け農管指令第116号をもって認可した足田内地区の換地計画については、換地処分があつ旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

平成元年5月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第634号

平成元年4月26日付け農管指令第126号をもって認可した若地区の換地計画については、換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

平成元年5月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第635号

平成元年3月25日付け農管指令第84号をもって認可した中結城中部地区の換地計画については、換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

平成元年5月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 636 号

平成元年 3 月 15 日付け農管指令第 66 号をもって認可した上郷地区の換地計画については、換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 54 条第 4 項の規定により公示する。

平成元年 5 月 18 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 637 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、平成元年 5 月 18 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年 5 月 18 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 大穂千代田線
- 2 供用開始の区間 新治郡千代田村大字下土田字宅地付 427 番地先から
新治郡千代田村大字下土田字谷ツ 420 - 4 番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成元年 5 月 18 日

茨城県告示第 638 号

土浦市、勝田市、常陸太田市、那珂湊市、水戸市、下館市、結城市、古河市、下妻市、石岡市及び水海道市の区域において、計量法（昭和 26 年法律第 207 号）第 142 条ただし書に該当する計量器の定期検査を執行するので、同法第 143 条の規定により次のとおり公示する。

平成元年 5 月 18 日

茨城県計量検定所長 吉 田 馨

- 1 定期検査実施の期日
平成元年 9 月 25 日から平成元年 10 月 6 日まで
- 2 定期検査実施の場所
計量器の所在の場所

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会告示第7号

昭和63年6月16日茨城県教育委員会告示第10号で告示した年齢階層ごとの年金補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部を次のように改正し、平成元年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る年金補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る年金補償基礎額については、なお従前の例による。

平成元年5月18日

茨城県教育委員会委員長 岡 田 正 勝

表を次のように改める。

年 齢 階 層	年金補償基礎額の最低限度額	年金補償基礎額の最高限度額
25歳未満	4,091円	10,621円
25歳以上30歳未満	4,782円	11,022円
30歳以上35歳未満	5,403円	13,269円
35歳以上40歳未満	5,884円	15,512円
40歳以上45歳未満	6,117円	17,363円
45歳以上50歳未満	5,965円	18,897円
50歳以上55歳未満	5,365円	19,631円
55歳以上60歳未満	4,507円	18,304円
60歳以上65歳未満	3,392円	16,590円
65歳以上	3,210円	10,621円

(選 挙 管 理 委 員 会)

茨城県選挙管理委員会告示第18号

平成元年茨城県選挙管理委員会第1回臨時会を次のとおり招集する。

平成元年5月18日

茨城県選挙管理委員会

委員長 鈴 木 貞 男

- 1 日 時 平成元年5月25日(木)
午前10時30分から
- 2 場 所 茨城県水戸市三の丸
茨城県職員会館 特別会議室
- 3 議 題 参議院議員通常選挙の執行について

公 告

●大規模小売店舗の廃止に関する公示

次の事項に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の公示は、その効力を失ったので、同法第3条第5項の規定により、公示する。

平成元年 5 月 18 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 届出者の氏名又は名称

株式会社 マスダ

2 建物の名称及び所在地

株式会社マスダ真鍋店

土浦市東真鍋字中溝3406

●都市計画案の縦覧

日立都市計画市街化区域及び市街化調整区域を変更する必要があるが生じたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

平成元年 5 月 18 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画の種類

市街化区域及び市街化調整区域

2 都市計画を変更する土地の区域

イ 日 立 市

市街化区域に追加する部分

日立市滑川町字太郎坂の一部

〃 田尻町字細坪の全部

〃 田尻町2丁目字細畑，字森下及び字上合の各一部

〃 久慈町4丁目の一部

〃 みなと町の一部

イ 常陸太田市

市街化区域に追加する部分

常陸太田市谷河原町字刃谷津，字綱谷津及び糖塚の各一部

常陸太田市天神林町字藤谷，字台中，字長尾，字札塚，字竹ノ越，字堂谷津，字法師谷津，
字猪ノ手及び字順礼坂の各一部

〃 岡田町字台，字観音谷，字北谷及び字諏訪谷の各一部

〃 亀作町字鍋内，字堂崎，字西田及び字長峰の各一部

〃 高貫町字下永近，字箕田，字小屋下及び字狐内の各一部

ウ 十 王 町

市街化区域に追加する部分

十王町大字友部字鹿島後の一部

3 都市計画案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市計画課
- (2) 日立市役所都市計画部都市計画課
- (3) 常陸太田市役所産業建設部都市計画課
- (4) 十王町役場建設課

4 縦 覧 期 間

平成元年5月18日から平成元年6月1日まで

日立都市計画用途地域を変更する必要があるが生じたので，都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し，当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について意見のあるかたは，縦覧期間満了の日までに茨城県知事かて，意見書を提出することができます。

平成元年5月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画の種類

用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域及び規制の内容

ア 日 立 市

(ア) 第一種住居専用地域

a 追加する部分

日立市滑川町字太郎坂の一部

〃 田尻町字細坪の全部

〃 田尻町2丁目，字細畑，字森下及び字上合の各一部

b aに係る規制の内容

建ぺい率40パーセント以下，容積率80パーセント以下

(イ) 第二種住居専用地域

a 追加する部分

日立市田尻町2丁目の一部

b aに係る規制の内容

建ぺい率60パーセント以下，容積率200パーセント以下

(ウ) 工業地域

a 追加する部分

日立市久慈町4丁目の一部

” みなと町の一部

b aに係る規制の内容

建ぺい率60パーセント以下，容積率200パーセント以下

イ 常陸太田市

(ア) 第一種住居専用地域

a 追加する部分

常陸太田市谷河原町字刃谷津，字綱谷津及び字糖塚の各一部

” 天神林町字藤谷，字台中，字長尾，字札塚，字竹ノ越，字堂谷津，字法師
谷津，字猪ノ手及び字順礼坂の各一部
字穴田及び猪谷津の全部

b aに係る規制の内容

建ぺい率40パーセント以下，容積率80パーセント以下

(イ) 工業専用地域

a 追加する部分

常陸太田市岡田町字台，字観音谷，字北谷及び字諏訪谷の各一部

” 亀作町字鍋内，字堂崎，字西田及び字長峰の各一部

” 高貫町字下永近，字箕田，字小屋下及び字狐内の各一部

b aに係る規制の内容

建ぺい率60パーセント以下，容積率200パーセント以下

ウ 十 王 町

工業地域

a 追加する部分

十王町大字友部字鹿島後の一部

b aに係る規制の内容

建ぺい率60パーセント以下，容積率200パーセント以下

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市計画課
- (2) 日立市役所都市計画部都市計画課
- (3) 常陸太田市役所産業建設部都市計画課
- (4) 十王町役場建設課

4 縦 覧 期 間

平成元年5月18日から平成元年6月1日まで

●建築許可に関する聴聞

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第9項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

平成元年5月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴 聞 期 日 平成元年5月25日 午後1時30分
- 2 聴 聞 場 所 猿島郡五霞村原宿台3丁目30番4号
- 3 聴 聞 事 項 第1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。
事 務 所
- 4 申請者住所氏名 埼玉県桶川市若宮2丁目6番37号
雪印工業株式会社 代表取締役 櫛 島 孝 司
- 5 建築物構造規模 鉄骨造1階建 新築
申請延面積 196.72平方メートル
- 6 敷 地 面 積 893平方メートル
- 7 建築物の位置 猿島郡五霞村原宿台3丁目30番4号

- 1 聴 聞 期 日 平成元年5月25日 午前11時30分
- 2 聴 聞 場 所 岩井市大字岩井字宅地後2258番の1
- 3 聴 聞 事 項 第2種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。
倉 庫
- 4 申請者住所氏名 東京都足立区中央本町4丁目14番20号
関東機工株式会社 取締役社長 岡 戸 武 雄
- 5 建築物構造規模 鉄骨造2階建 新築
申請延面積 3,568.80平方メートル
- 6 敷 地 面 積 7,663.47平方メートル
- 7 建築物の位置 岩井市大字岩井字宅地後2258番の1, 2259番の1, 同番の2,
2276番の2, 同番の5

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成元年5月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡石下町大字杉山字前原1087番, 1088番, 1092番, 1094番1, 1095番1, 1106番, 1108番, 1110番, 1111番, 1112番1, 同番2, 同番3, 1113番1, 同番2, 1114番, 1117番, 1118番, 1119番1120番, 1121番2, 1122番1, 同番2, 1123番, 1125番, 1126番, 1127番, 1129番1, 同番2,

2 事業主の住所及び氏名

群馬県群馬郡箕郷町大字上芝105

エスビック株式会社

代表取締役 柳 澤 本 次

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成元年5月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

日立市久慈町四丁目5862番2の一部

2 事業主の住所及び氏名

日立市日高町五丁目1番1号

日立電線株式会社日高工場

取締役工場長 渡 辺 靖 明

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

多賀郡十王町大字伊師字中谷地1673番1, 1673番2, 1673番3, 1673番4, 1679番2, 1755番13, 1755番14

2 事業主の住所及び氏名

水戸市千波町字千波山2472番地5

社団法人 茨城県トラック協会

会 長 山 崎 昌 治

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡谷和原村筒戸字諏訪1856番2, 同番3, 同番4, 同番5, 同番6, 同番7, 同番8, 同番9, 同番10, 同番11, 同番12, 同番14, 同番15, 同番16, 同番17, 同番18, 同番19 同番20 同番21

2 事業主の住所及び氏名

筑波郡谷和原村大字筒戸1856番3

竹野武司

指 示

(内水面漁場管理委員会)

茨城県内水面漁場管理委員会指示第4号

天然及び放流あゆの保護培養を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第130条第4項の規定に基づく同法第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

平成元年5月18日

茨城県内水面漁場管理委員会

会 長 根 本 清 蔵

次表左欄に掲げる期間中、同表右欄に掲げる区域においては、あゆを採捕してはならない。

禁 止 期 間	禁 止 区 域
平成元年6月1日から 平成元年7月1日午前6時まで	那珂川支流のうち緒川(緒川村下小瀬上流)及び久慈川支流のうち里川, 山田川, 押川及び八溝川
平成元年6月1日午前0時から 平成元年6月1日午前6時まで	久慈川本流
平成元年6月1日から 平成元年6月30日まで	那珂川支流のうち藤井川及び緒川(緒川村下小瀬下流)

茨城県内水面漁場管理委員会指示第5号

天然及び放流あゆの保護培養及び漁場利用の秩序維持を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第130条第4項の規定に基づく同法第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

平成元年5月18日

茨城県内水面漁場管理委員会

会 長 根 本 清 蔵

次表左欄に掲げる期間中、同表中欄に掲げる区域においては、同表右欄に掲げる漁具を使用してあゆを採捕してはならない。

禁 止 期 間	禁 止 区 域	禁 止 漁 具
平成元年6月1日から 平成元年8月1日 午前6時まで	久慈川本流及び支流全域	投 網
平成元年6月1日から 平成元年8月31日まで の午前6時から 午後6時まで	那珂川本流及び支流 ただし、水戸市田谷5045番地の1地点と対岸 水戸市渡里町795番地点とを結ぶ線から上流 県境までの区域	投 網

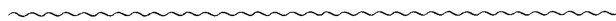
正 誤

●平成元年3月6日付け茨城県報号外第24号中誤りがあったので次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
4	下から1	山 崎 豊	山 崎 豊
5	下から10	山 崎 豊	山 崎 豊
6	上から15	梶 山 肇 司	梶 山 肇 司
6	上から20	梶 山 誠 一	梶 山 誠 一

●平成元年3月23日付け茨城県報号外第36号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
3	上から1	この項において	この条において



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)